

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境分野におけるさまざまな課題解決に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の環境関連のゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む市内事業者等を「環境優良事業者等（愛称 ONE カンパニー）」に認定し、その活動を広く周知することで、環境に配慮した事業者等の成長と発展並びに本市の活性化を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 認定の対象となる者は、営利・非営利を問わず、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する法人（NPO法人、一般社団法人、公益法人等を含む。以下「事業者等」という。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないこと。

(認定区分)

第3条 新潟市環境優良事業者等認定制度（以下「本制度」という。）の認定区分は、次の各号とする。

- (1) 3R推進部門
- (2) ゼロカーボン部門
- (3) 食品ロス削減部門

(認定基準)

第4条 認定は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 前条第1号に規定する3R推進部門の認定においては、別表1に定める「3R推進部門認定基準評価項目」において、その評価点の合計が20点以上となる取り組みを実施していること。
- (2) 前条第2号に規定するゼロカーボン部門においては、別表2に定める「ゼロカーボン部門認定基準評価項目」において、1項目以上の取り組みを実施していること。
- (3) 前条第3号に規定する食品ロス削減部門においては、別表3に定める「食品ロス削減部門認定基準評価項目」において、その評価点の合計が15点以上となる取り組みを実施していること。

(申請)

第5条 本制度の認定を受けようとする事業者等は、次の各号に掲げる書類を提出しなければな

らない。

(1) 新潟市環境優良事業者等認定申請書（別記様式第1号）

(2) その他、市長が必要と認める書類

2 既にいずれかの部門の認定を受けている事業者等が、追加で別部門の認定を受けようとする場合には、その都度該当部門について申請書を提出すること。

(認定)

第6条 認定は、次の各号の手続きを経て、基準に該当するものについて、市長が決定する。

(1) 申請書の審査

(2) 事業者等への電話及び電子メール等によるヒアリング

(3) 事業者等への現地確認及びヒアリング

2 認定の手続きは、前項第1号を必須とし、必要に応じ前項第2号または第3号を行う。

(認定の通知等)

第7条 市長は、第6条により認定した事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対し、「新潟市環境優良事業者等認定通知書」（別記様式第2号）によりその旨を通知し、認定証を交付するものとする。

2 市長は、第6条の審査の結果、基準に該当しない事業者等に対し、「新潟市環境優良事業者等認定外通知書」（別記様式第3号）にてその旨を通知するものとする。

(認定期間)

第8条 認定期間は、認定証の交付日から翌年度の5月31日までとする。

(認定事業者等の責務等)

第9条 認定事業者等は、申請書に記載した取り組みの実施及び推進に努め、年1回、認定期間の終了日までに部門別に必要な活動報告書（別記様式第4号）にて取り組み状況を報告すること。

2 認定事業者等は、店舗等事業所ごとに認定証又はステッカーを掲示すること。

(認定の継続)

第10条 市長は、前条第1項に規定する取り組み状況の報告において、認定事業者等が第4条に規定する基準を引き続き満たしている場合、1年間認定の継続を認めることができる。

(登録事項の変更及び取下げ)

第11条 認定事業者等は、名称、所在地等に変更があったとき又は認定を取下げるときは、認定申請事項（変更・取下げ）届出書（別記様式第5号）を速やかに市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができ、「新潟市環境優良事業者等認定取消し通知書」（別記様式第6号）にてその旨を通知する

ことができる。

- (1) 第2条、第4条及び第10条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 前条において認定の取下げの申出があったとき
- (3) 廃業が確認されたとき
- (4) その他、市長が必要と認めるとき

(広報活動)

第13条 市長は、第1条の目的のため、認定事業者等の広報を次の各号のとおり積極的に行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市環境部広報紙及びその他広報媒体への掲載
- (3) その他

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 新潟市3R優良事業者認定制度実施要綱（平成25年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 「3R推進部門認定基準評価項目」

項目	細目	取組内容	評価点
(発生抑制) リデュース	プラスチック類	ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を削減している。	1
		再生材やバイオマスプラスチックを用いたものを使用している。	1
		マイ箸・マイボトルの使用を推奨し、使い捨て製品を削減している。	1
		施設内の消耗品は詰め替え式を購入している。	1
	紙類	OA用紙等は両面印刷や縮小印刷等を行っている。	1
		事務文書は電子掲示板やメール、回覧等により共有している。	1
		会議資料のペーパーレス化を行っている。	1
		顧客への文書等は紙での送付を控え、電子メール等で送付している。	1
	生ごみ	生ごみの水切りを行っている。	1
	その他	顧客に対して使い捨て用品の提供をしていない。	1
		商品の簡易包装に努めている。	1
(再使用) リユース	消耗品等	使用済み封筒、ファイル、段ボールを繰り返し使用している。	1
		ミスコピー紙や不用となった片面コピー紙は、裏紙を利用し、コピー用紙やメモ用紙にするなどしている。	1
		不用になった事務用品は他部署と譲り合っている。	1
		商品納入時に通い箱・袋を使用している。	1
		機器は修理などにより長期使用に努めている。	1
(再生利用) リサイクル	プラスチック類	ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ等のプラスチック類をリサイクルにまわしている。	1
	古紙類	古紙類を分別し、リサイクルにまわしている。	1
	缶・びん	缶・びんを分別し、リサイクルにまわしている。	1
	生ごみ	食品廃棄物をリサイクルにまわしている。	1
	再生品等の利用と提供	紙類に再生紙を利用している。	1
		事務用品にグリーンマークやエコマークのある再生品を利用している。	1

	その他	施設において資源化可能なものを回収している。 具体例 :	1
ごみ減量に向けた社内体制	組織的取り組み	OA用紙の使用量を把握し、削減の目安にしている。	2
		分別種類に応じた回収容器を置き、分別を徹底している。	2
		ごみや資源物等の保管場所には、分別種類ごとに保管できるよう充分なスペースを確保している。	2
		ごみの出し方など廃棄物を管理する部署や責任者を設置している。	2
		組織として目標を立て、継続的にごみ減量・資源化に取り組む体制が整っている。	2
		ごみや資源物の発生量や資源化量を把握している。	2
		従業員等に対しごみの出し方に関する情報を定期的に提供している。	2
		S D G s のゴールを意識し、組織として目標設定や取り組みを行っている。	3
		具体例 :	

別表2 「ゼロカーボン部門認定基準評価項目」

項目
「RE100」加盟団体であること。
「再エネ100宣言REAction」の参加団体であること。
ゼロカーボン実現のため、2050年までの脱炭素にかかる計画等を作成し、目標達成のため具体的に取り組んでいること。

別表3 「食品ロス削減部門認定基準評価項目」

項目	細目	取組内容	評価点
基本項目	主に外食産業（飲食店・宿泊施設）	食材保管時の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫のチェックにより、廃棄をなるべく出さない ・冷凍保存の活用 ・鮮度が落ちないよう真空パックを活用 	1
		調理段階での取組 <ul style="list-style-type: none"> ・食材の使いきり等、食品ロスの発生抑制の実践 (余った食材を利用できる柔軟なメニューをつくる、食材のまるごと使い切り等) ・作り置きをせず注文を受けてからの調理 	1
		食べ残しを出さない工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ハーフサイズや小盛りメニューの設定 ・コース料理の場合、量が選択できる ・料理等の写真を掲載し、量やカロリー、味などが分かるメニュー提供 ・お客様の好みをあらかじめ把握し、食べ残しをなるべく出さない 	1
		宴会等での工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・予約時に年齢層・男女比・嗜好等を確認し、適量の料理を提供 ・宴会幹事等へ食べきりの呼びかけを行う（20・10・0運動の呼びかけ・実施等）※20・10・0運動とは最初の20分最後の10分間は自席で食事を楽しむこと 	1
		食べ残しの持ち帰りができる工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰りについての表示（持ち帰り用容器の提供、持ち帰り可能食品の表示） 	1
主に食品製造業	包装資材の工夫	包装資材の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・長期保存できる包装資材の使用 ・賞味期限の年月日表示から年月表示への変更 	1
		賞味期限の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・既存の賞味期限の見直しやロングライフ商品の開発 	1
	納品期限の見直し	納品期限の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の納品期限（3分の1ルール）の緩和 	1

		規格外食材・製品の使用や販売 ・規格外製品（ふぞろい、納期限過ぎた商品など）の販売 ・規格外野菜の使用や販売 ・未利用魚（漁獲量が確保できない、美味しいが知られていない）の使用や販売	1
主に食品小売業		季節食品の予約販売 ・予約販売等による季節食品の需要に見合った販売	1
		店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる工夫 ・P O P 等の広報資材を活用した店頭での手つかず食品を抑制するための啓発の実施 ・食料品の見切り販売（消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等）やポイント付与の実施 ・ロングライフ商品の積極的な活用 ・手前取りの推奨 ・発注支援システム（A I の活用など）を導入し、適正発注の実施 ・衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売を継続	1
		ばら売り、少量パック製造・販売 ・ばら売り、少量パック、量り売りなど、お客様が望む分量の実施	1
		フードシェアリングサービス（ECサイト）の利用 ・余剰品、期限が迫っている商品の掲載・販売	1
項目検証	共通	その他取組 具体例：	1
		食品廃棄物の発生量の把握・計量	2
		組織として目標を立て、継続的に食品ロス削減に取り組む体制が整う	2
社会貢献	共通	フードバンク活動やこども食堂への支援 ・余剰食品をフードバンクやこども食堂へ提供	3
		食品ロス削減に関する広報活動 ・地域住民や学生への環境教育 ・社員への環境教育	3
		食品リサイクルの推進 ・生ごみを堆肥化し、堆肥を地元生産者への提供 ・生ごみを地元の養鶏・養豚場へ提供	3
		S D G s のゴールを意識し、組織として目標設定と実践 具体例：	3

別記様式第1号（第5条関係）

認定番号

新潟市環境優良事業者等認定申請書

年　月　日

新潟市長

住所 〒

(申請者) 事業者等名称

(代表者)

新潟市環境優良事業者等認定制度に、次のとおり申請します。

1 認定希望部門（希望する区分すべてにレを記入）

<input type="checkbox"/> 3R推進部門	<input type="checkbox"/> ゼロカーボン部門	<input type="checkbox"/> 食品ロス削減部門
すでに認定済みの部門がある場合		
既認定部門名（	部門）	
既認定番号（	）	

2 担当者連絡先

担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

3 確認事項（相違ない場合、レを記入）

市税の滞納はありません。	<input type="checkbox"/>
民事再生法及び会社更生法に基づく再生又は更生手続き開始の申立てをしていません。	<input type="checkbox"/>

4 暴力団排除に関する誓約

新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。）に基づき行政事務全般からの暴力団排除措置を講じています。申請にあたっては、次の事項を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 自己又は自己の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（条例第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

【参考】

新潟市暴力団排除条例

（市の事務又は事業において講すべき措置）

第6条 市は、公共工事の契約その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有するものを市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

5 申請事業所一覧
(同時に2カ所以上の事業所を申請する場合に記入)

	事業所名	住所	連絡先	担当
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

6 3R推進部門の取り組み内容

①現在取り組んでいる内容の申請欄にレを入れてください。

②評価点合計の欄に点数を記入してください。

1. リデュース（発生抑制）	評価点	申請欄
ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を削減している。	1	<input type="checkbox"/>
再生材やバイオマスプラスチックを用いたものを使用している。	1	<input type="checkbox"/>
マイ箸・マイボトルの使用を推奨し、使い捨て製品を削減している。	1	<input type="checkbox"/>
施設内の消耗品は詰め替え式を購入している。	1	<input type="checkbox"/>
OA用紙等は両面印刷や縮小印刷等を行っている。	1	<input type="checkbox"/>
事務文書は電子掲示板やメール、回覧等により共有している。	1	<input type="checkbox"/>
会議資料のペーパーレス化を行っている。	1	<input type="checkbox"/>
顧客への文書等は紙での送付を控え、電子メール等で送付している。	1	<input type="checkbox"/>
生ごみの水切りを行っている。	1	<input type="checkbox"/>
顧客に対して使い捨て用品の提供をしていない。	1	<input type="checkbox"/>
商品の簡易包装に努めている。	1	<input type="checkbox"/>

2. リユース（再使用）	評価点	申請欄
使用済み封筒、ファイル、段ボールを繰り返し使用している。	1	<input type="checkbox"/>
ミスコピー紙や不用となった片面コピー紙は、裏紙を利用し、コピー用紙やメモ用紙にするなどしている。	1	<input type="checkbox"/>
不用になった事務用品は他部署と譲り合っている。	1	<input type="checkbox"/>
商品納入時に通り箱・袋を使用している。	1	<input type="checkbox"/>
機器は修理などにより長期使用に努めている。	1	<input type="checkbox"/>

3. リサイクル（再生利用）	評価点	申請欄
ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ等のプラスチック類をリサイクルにまわしている。	1	<input type="checkbox"/>
古紙類を分別し、リサイクルにまわしている。	1	<input type="checkbox"/>
缶・びんを分別し、リサイクルにまわしている。	1	<input type="checkbox"/>
食品廃棄物をリサイクルにまわしている。	1	<input type="checkbox"/>
紙類に再生紙を利用している。	1	<input type="checkbox"/>
事務用品にグリーンマークやエコマークのある再生品を利用している。	1	<input type="checkbox"/>
施設において資源化可能なものを回収している。	1	<input type="checkbox"/>
具体例：		

4. ごみ減量に向けた取り組み	評価点	申請欄
OA用紙の使用量を把握し、削減の目安にしている。	2	<input type="checkbox"/>
分別種類に応じた回収容器を置き、分別を徹底している。	2	<input type="checkbox"/>
ごみや資源物等の保管場所には、分別種類ごとに保管できるよう充分なスペースを確保している。	2	<input type="checkbox"/>
ごみの出し方など廃棄物を管理する部署や責任者を設置している。	2	<input type="checkbox"/>
組織として目標を立て、継続的にごみ減量・資源化に取り組む体制が整っている。	2	<input type="checkbox"/>
ごみや資源物の発生量や資源化量を把握している。	2	<input type="checkbox"/>
従業員等に対しごみの出し方に関する情報を定期的に提供している。	2	<input type="checkbox"/>
SDGsのゴールを意識し、組織として目標設定や取り組みを行っている。	3	<input type="checkbox"/>
具体例 :		

評価点合計	点

※認定基準は40点満点中20点以上

7 ゼロカーボン部門の取り組み内容

「対象」欄の1つ以上にレを入れ、該当する提出書類を添付してください。

対象	取り組み内容・提出書類
1 <input type="checkbox"/>	<p>「RE100」加盟団体である。</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・「RE100」参加承認通知の写し・事業者等の全体計画・短期（1～5年）の目標・取り組み
2 <input type="checkbox"/>	<p>「再エネ100宣言RE Action」の参加団体である。</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・「再エネ100宣言RE Action」参加承認通知の写し・事業者等の全体計画・短期（1～5年）の目標・取り組み
3 <input type="checkbox"/>	<p>ゼロカーボン実現のため、「脱炭素化推進計画」等を作成している。</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・脱炭素化推進計画等（2050年までの全体計画）・短期（1～5年）の目標・取り組み

8 食品ロス削減部門の取り組み内容

①現在取り組んでいる内容の申請欄にレを入れてください。

②評価点合計の欄に点数を記入してください。

※例にひとつでもあてはまる場合、申請可能です

1. 基本項目	評価点	申請欄
食材保管時の工夫 ・冷蔵庫のチェックにより、廃棄をなるべく出さない ・冷凍保存の活用 ・鮮度が落ちないよう真空パックを活用	1	<input type="checkbox"/>
調理段階での取組 ・食材の使いきり等、食品ロスの発生抑制の実践 (余った食材を利用できる柔軟なメニューをつくる、食材のまるごと使い切り等) ・作り置きをせず注文を受けてからの調理	1	<input type="checkbox"/>
食べ残しを出さない工夫 ・ハーフサイズや小盛りメニューの設定 ・コース料理の場合、量が選択できる ・料理等の写真を掲載し、量やカロリー、味などが分かるメニュー提供 ・お客様の好みをあらかじめ把握し、食べ残しをなるべく出さない	1	<input type="checkbox"/>
宴会等での工夫 ・予約時に年齢層・男女比・嗜好等を確認し、適量の料理を提供 ・宴会幹事等へ食べきりの呼びかけを行う（20・10・0運動の呼びかけ・実施等） ※20・10・0運動とは最初の20分最後の10分間は自席で食事を楽しむこと	1	<input type="checkbox"/>
食べ残しの持ち帰りができる工夫 ・持ち帰りについての表示（持ち帰り用容器の提供、持ち帰り可能食品の表示）	1	<input type="checkbox"/>
包装資材の工夫 ・長期保存できる包装資材の使用 ・賞味期限の年月日表示から年月表示への変更	1	<input type="checkbox"/>
賞味期限の見直し ・既存の賞味期限の見直しやロングライフ商品の開発	1	<input type="checkbox"/>
納品期限の見直し ・加工食品の納品期限（3分の1ルール）の緩和	1	<input type="checkbox"/>
規格外食材・製品の使用や販売 ・規格外製品（ふぞろい、納期限過ぎた商品など）の販売 ・規格外野菜の使用や販売 ・未利用魚（漁獲量が確保できない、美味しいが知られていない）の使用や販売	1	<input type="checkbox"/>

季節食品の予約販売	1	<input type="checkbox"/>
・予約販売等による季節食品の需要に見合った販売		
店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる工夫	1	<input type="checkbox"/>
・P O P 等の広報資材を活用した店頭での手つかず食品を抑制するための啓発の実施		
・食料品の見切り販売（消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等）やポイント付与の実施		
・ロングライフ商品の積極的な活用		
・手前取りの推奨		
・発注支援システム（A I の活用など）を導入し、適正発注の実施		
・衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売を継続		
ばら売り、少量パック製造・販売	1	<input type="checkbox"/>
・ばら売り、少量パック、量り売りなど、お客様が望む分量の実施		
フードシェアリングサービス（ECサイト）の利用	1	<input type="checkbox"/>
・余剰品、期限が迫っている商品の掲載・販売		
その他取組	1	<input type="checkbox"/>
具体例：		

2. 検証項目	評価点	申請欄
食品廃棄物の発生量の把握・計量	2	<input type="checkbox"/>
組織として目標を立て、継続的に食品ロス削減に取り組む体制が整う	2	<input type="checkbox"/>

3. 社会貢献	評価点	申請欄
フードバンク活動やこども食堂への支援	3	<input type="checkbox"/>
・余剰食品をフードバンクやこども食堂へ提供		
食品ロス削減に関する広報活動	3	<input type="checkbox"/>
・地域住民や学生への環境教育		
・社員への環境教育		
食品リサイクルの推進	3	<input type="checkbox"/>
・生ごみを堆肥化し、堆肥を地元生産者への提供		
・生ごみを地元の養鶏・養豚場へ提供		
S D G s のゴールを意識し、組織として目標設定と実践	3	<input type="checkbox"/>
具体例：		
評価点合計		点

※認定基準は30点満点中15点以上

別記様式第2号（第7条関係）

年　　月　　日

新潟市環境優良事業者等認定通知書

<届出者>

<代表者> 様

新潟市長

年 月 日に申請のありました新潟市環境優良事業者等認定申請について、審査の結果、認定しましたので下記のとおり通知いたします。

記

- | | |
|--------|------|
| 1 認定部門 | 〇〇部門 |
| 2 認定番号 | 〇〇〇 |

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

新潟市環境優良事業者等認定外通知書

<届出者>

<代表者> 様

新潟市長

年 月 日に申請のありました新潟市環境優良事業者等認定申請について、審査の結果、認定を見送ることになりましたので、通知いたします。

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

活動報告書（3R推進部門）

新潟市長

住所 〒

（届出者） 事業者等名称

（担当部署名）

（担当者名）

（メールアドレス）

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、活動について次のとおり報告します。

1. 認定審査を受けた「3R推進部門認定基準評価項目」を実施している

※実施している場合、□にレを記入願います

2. 取り組み内容（別添のとおり）

※3RやSDGsに関する取り組みの実施状況が分かる書類を添付願います

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

活動報告書（ゼロカーボン部門）

新潟市長

住所 〒

（届出者） 事業者等名称

（担当部署名）

（担当者名）

（メールアドレス）

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、活動について次のとおり報告します。

1. 認定審査を受けた「ゼロカーボン部門認定基準評価項目」を実施している
※実施している場合、□にレを記入願います

2. 取り組み内容（別添のとおり）
※昨年度のCO₂排出量及びゼロカーボンに向けた短期的な取り組みの実施・達成状況が分かる書類を添付願います

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

活動報告書（食品ロス削減部門）

新潟市長

住所 〒

（届出者） 事業者等名称

（担当部署名）

（担当者名）

（メールアドレス）

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、活動について次のとおり報告します。

1. 認定審査を受けた「食品ロス削減部門認定基準評価項目」を実施している
※実施している場合、□にレを記入願います

2. 取り組み内容（別添のとおり）
※食品ロス削減やSDGsに関する取り組みの実施状況が分かる書類を添付願います

別記様式第5号（第11条関係）

年　月　日

新潟市環境優良事業者等認定申請事項（変更・取下げ）届出書

新潟市長

住所 〒

（届出者） 事業者等名称

（担当部署）

（担当者）

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

部門・認定番号	部門 認定番号 第 号
区分	<input type="checkbox"/> 変更 • <input type="checkbox"/> 取下げ
変更・取下げ年月日	年 月 日
変更した 申請事項	変更前
	変更後
変更・取下げの理由	

※ □のある欄には、該当する□内にレを記入ください。

別記様式第6号（第12条関係）

年　　月　　日

新潟市環境優良事業者等認定取消し通知書

<届出者>

<代表者> 様

新潟市長

新潟市環境優良事業者等認定について、下記のとおり認定の取消しをしたので通知いたします。

記

- | | |
|---------|------|
| 1 認定部門 | 〇〇部門 |
| 2 認定番号 | 〇〇〇 |
| 3 取消し理由 | |